

平成30年度における補助金の見直し検討状況

平成31年3月

政策経営部

目 次

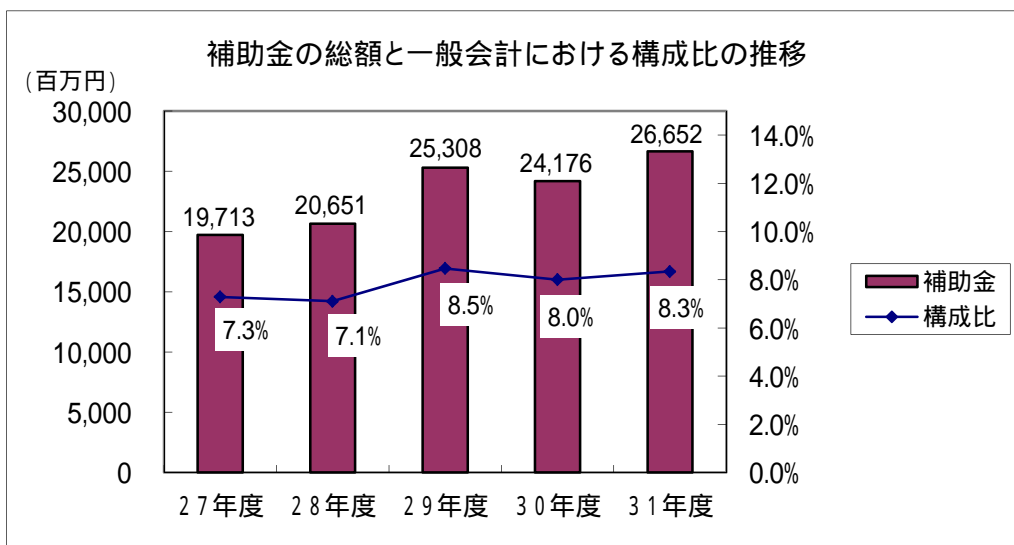
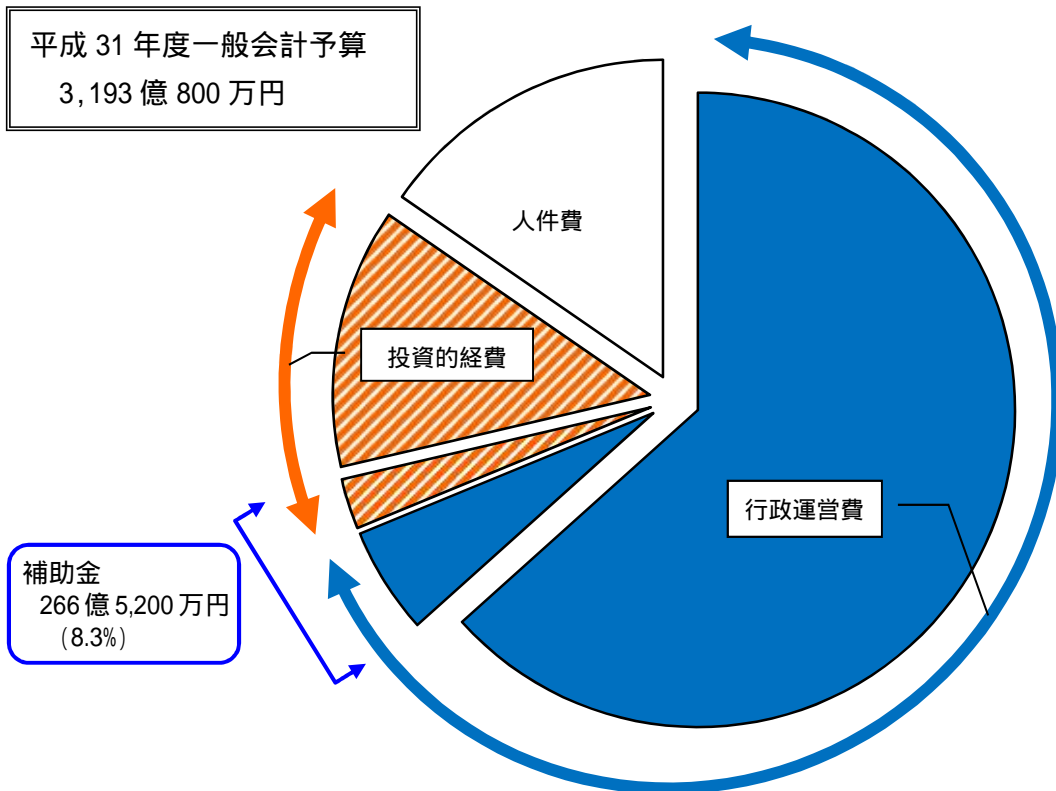
1 . 平成 31 年度当初予算における補助金の状況	1
2 . 補助金の見直し検討状況	4
【平成 30 年度における補助金見直し検討状況】	
(1) 交付基準等の変更	
補助対象範囲の見直し	7
社会環境の変化、制度改正等への対応	9
対象の整理・明確化	15
(2) 廃止	
平成 30 年度末までに廃止のもの	17
(3) 新設	
平成 30 年度末までに新設のもの	19
平成 31 年度に新設予定のもの	21
(4) 継続	
検討の結果、継続とした制度 (見直しサイクルに該当のもの)	23
補助金の見直し等に係るガイドライン	37

* 本資料中の所管名は、平成 30 年度の組織名称（略称）です。

1. 平成 31 年度当初予算における補助金の状況

平成 31 年度当初予算における補助金の件数は、世田谷区医療的ケア児受入れ促進事業補助金等、31 年度新設予定の 9 件を含め、270 件となりました。また、予算額では前年度比で 10.2%、24 億 7,600 万円増の 266 億 5,200 万円となりました。これは、保育施設の整備等にかかる補助金が増となったことなどによるものです。

一般会計における補助金の構成比や推移については、以下のとおりです。



一般会計歳出予算（補助金）一覧（款別）

(単位:千円)

款	30年度 当初予算額	構成比	31年度 当初予算額	構成比	増減	増減率
総務費	3,144,942	13.0%	3,205,966	12.0%	61,054	1.9%
民生費	16,202,806	67.0%	18,113,755	68.0%	1,910,949	11.8%
環境費	6,987	0.0%	20,966	0.1%	13,979	200.1%
衛生費	188,357	0.8%	271,808	1.0%	83,451	44.3%
産業経済費	1,423,673	5.9%	1,558,207	5.8%	134,534	9.4%
土木費	2,323,089	9.6%	2,621,285	9.8%	298,196	12.8%
教育費	886,430	3.7%	860,320	3.2%	26,110	2.9%
合計	24,176,284		26,652,337		2,476,053	10.2%

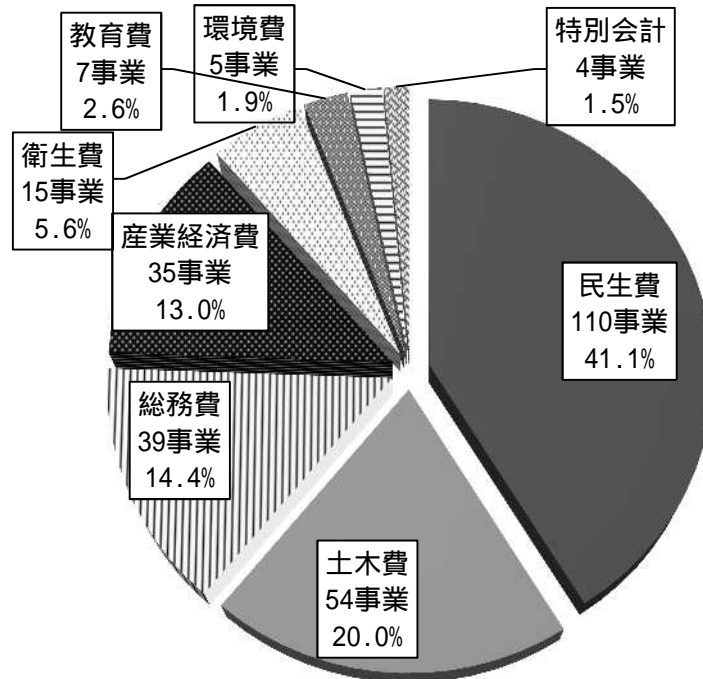
事業別の主な増減額（前年度当初予算比）

- ・世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金
982,240千円（+744,188千円）
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金
1,244,677千円（+655,611千円）
- ・世田谷区保育士宿舎借上げ支援事業補助金
1,696,191千円（+405,960千円）
- ・世田谷区保育所整備補助金
4,524,050千円（+230,763千円）
- ・世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金
153,000千円（+153,000千円）

補助金の款別事業数内訳・財源別事業数内訳

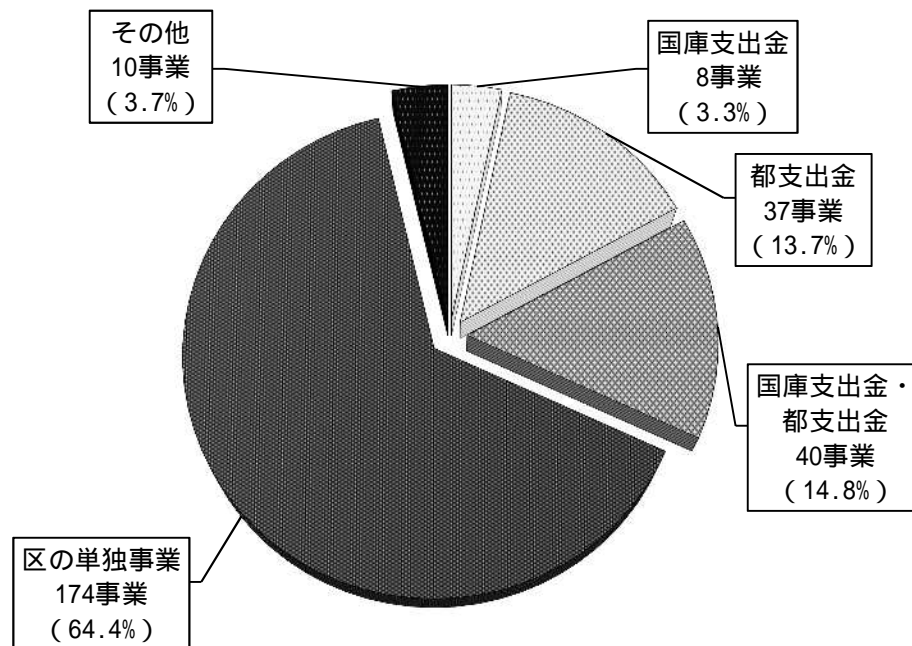
款別事業数内訳

・各補助事業を款別に分類しました。



財源別事業数内訳

・主な特定財源別に分類しました。



2 . 補助金の見直し検討状況

これまでの取り組み

補助金の交付にあたっては、公益上必要であることが認められ、広く区民から納得が得られることが重要です。

世田谷区では平成 16 年度以降、「補助金の見直し等に係るガイドライン」に基づき、必要性、公平性、有効性、説明責任の 4 原則によるほか、補助対象の明確化、補助交付の上限の見直し、定期的な見直しの実施の 3 つの視点から、補助金の検証、見直しを進めています。

21 年度には、改めて補助金交付要綱について点検・整理を行い、補助対象の明確化などに取り組むとともに、補助金交付要綱を含む要綱を、区のホームページに掲載しました。

26 年度には、補助金に見直し検討状況を広く区民へ公開するため、「補助金見直しの検討状況」を区のホームページに掲載しました。

(1) 補助対象経費等の整理・明確化

補助金の必要性や有効性を確保するため、「補助対象事業や経費が明確になっているか」、「事業実績の確認は適切か」等の視点から、補助金交付要綱の点検・整理を実施し、一部不明瞭だった規定や様式の改正、実績報告書の見直し等を行いました。

また、24 年度には、世田谷区デジタル映像コンテンツ産業誘致集積支援事業検証委員会の報告に係る検討・改革委員会報告書に示された改善策に基づき、全ての補助金交付要綱を確認し、必要な要綱改正を行いました。

(2) 透明性の向上

区の補助事業の一層の透明性向上を図るため、区のホームページで、要綱等を掲載しています。

要綱の閲覧

平成 21 年度より、すべての要綱を区のホームページに掲載しており、適宜更新（年 4 回予定）しています。

補助金見直し検討状況の閲覧

平成 26 年度より、毎年度、補助金見直し検討状況を区のホームページにおいて公表しています。

(3) 点検項目の明確化

平成 27 年度より、ガイドラインに基づく「必要性」と「有効性」の点検・検討を進めるための点検項目を示し、各部においては視点に基づく点検及び評価を行い、要綱の見直し等の必要性の検討に取り組みました。

平成 30 年度の取り組み

30 年度は、ガイドラインに基づく必要性・有効性の観点から点検を行うとともに、31 年度予算編成に際し予算編成基本方針、及び新実施計画（後期）における行政経営改革の基本的考え方等に基づき、見直しに取り組みました。

また、国や都の制度改正に伴う見直しを行うとともに、新たな需要に対応するため補助を新設しています。

30 年度の見直し検討状況については、以下のとおりです。

交付基準等の変更		47 件	
	補助対象範囲の見直し	4 件	
	社会環境の変化、制度改正等への対応 （国・都の制度改正に連動した対応等）	36 件	
	対象の整理明確化	7 件	
廃止		6 件	
	平成 30 年度末までに廃止のもの	6 件	
継続		141 件	
	検討の結果、継続とした制度 （見直しサイクルに該当のもの）	141 件	
合計		194 件	

新設		14 件	
	平成 30 年度末までに新設のもの	5 件	
	平成 31 年度に新設予定のもの	9 件	

見直しサイクルごとの件数（平成 31 年度）

1 年	51 件
2 年	4 件
3 年	131 件
その他（国・都の動向により見直す等）	84 件
合計	270 件

【平成30年度における補助金見直し検討状況】

* 制度を継続するものは、31年度予算に計上しないものも掲載しています。

(1) 交付基準等の変更

補助対象範囲の見直し

(1) 交付基準等の変更 補助対象範囲の見直し

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
1	活力ある商店街 育成事業補助	経産*商 業課	74,734	152,223	東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機 に、商店街が所有・設置するLED街路灯の電球 交換を補助対象に加える。	31年4月	3年
2	商店街街路灯等 電灯料補助	経産*商 業課	39,369	63,770	地域の安全を推進するため、防犯カメラをはじ めとする安全安心に寄与する機器の電気料を 補助対象に加える。	31年4月	3年
3	世田谷区接道部 緑化及び屋上緑 化等整備助成	みどり33 *みどり 政策課	7,850	7,850	みどり率33%の実現に向け、助成対象に竹を 加え、補助対象を拡充するとともに、消費税及 び地方消費税に係る仕入控除税額についての 項目の追加など、規定の整備を図る。	31年4月	随時
4	駐車場緑化の緑 化造成助成金	みどり33 *みどり 政策課	750	750	みどり率33%の実現に向け、助成対象に竹を 加え、補助対象を拡充するとともに、消費税及 び地方消費税に係る仕入控除税額についての 項目の追加など、規定の整備を図る。	31年4月	随時

社会環境の変化、制度改革等への対応

(1) 交付基準等の変更 社会環境の変化・制度改正等への対応

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
1	世田谷区指定喫煙場所設置補助金	環境政策部*環境計画課	6,000	20,000	都の補助制度を活用し、補助限度額を引き上げる。	31年4月	1年
2	事業資金等融資あっせんに対する利子補給等	経産*商業課	337,531	346,505	災害応急資金融資について、被災した中小企業者が早期事業再開に取り組めるよう、利用者負担利率を引き下げる。 中小企業緊急特別融資について、消費税率引き上げ・軽減税率導入に併せて受付期間を拡大する。	31年4月	随時
3	商店街イベント支援事業補助	経産*商業課	201,105	193,214	都の制度改正に連動し、地域見守り活動やごみ拾い活動をはじめとする地域力の向上に向けた活動を補助対象に加える。	31年4月	3年
4	世田谷区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費補助金	保福*調整・指導課	9,458	19,438	都の第三者評価対象サービスと補助対象の拡大に伴い、区の補助対象に認可外保育施設(ベビーホテル等)を追加する。これに伴い要綱名を「世田谷区認可外保育施設福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱」に変更する。	31年4月	1年
5	世田谷区地域密着型サービス等第三者評価受審費補助金	保福*調整・指導課	20,902	16,234	都の補助基準の改正に伴い、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護への第三者評価受審に係る補助を3年に1回とする。	31年4月	1年
6	障害者グループホーム整備費補助	障福*障害者地域生活課	13,125	15,600	都の制度改正に連動し、重度化、医療的ケアに対応するため、補助の特例措置を追加する。	31年10月	3年
7	障害者(児)施設整備補助	障福*障害者地域生活課	435,331	10,619	都の制度改正に連動し、30～32年度の特例措置延長に対応するため、補助の特例措置期間を追加する。	30年4月	3年
8	世田谷区短期入所事業等運営費補助金	障福*障害者地域生活課	143,086	138,057	都の報酬改定に伴い、日中ショートステイの提供に要する経費の補助基準額を引き上げる。	30年4月	3年
9	地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金	高福*高齢福祉課	88,349	161,006	都の制度改正に連動し、近年の建設費高騰に対応するため、高騰加算分を追加する。	30年7月	3年
10	世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助	高福*高齢福祉課	60,076	0	都の制度改正に連動し、地域密着型サービス拠点等の開設準備等に係る補助額を引き上げる。	30年8月	3年

(1) 交付基準等の変更 社会環境の変化・制度改正等への対応

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
11	世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助	子若*子ども育成推進課	2,213,295	2,155,975	国の制度改正に連動し、保護者の経済的負担を軽減するため、補助額を引き上げる。 また、国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除の適用対象とみなすなど、支給対象となる所得の算定方法等について改正する。	30年9月	1年
12	世田谷区プレーカー事業運営費補助金	子若*児童課	1,670	1,862	区における類似業務の報酬改定の状況等を踏まえ、人件費に対する補助金充当額の見直しを行い、一拠点あたりの補助上限額を引き上げる。	31年4月	3年
13	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	子若*子ども家庭課	504	211	国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除の適用対象とみなすなど、支給対象となる所得の算定方法等について改正する。	30年11月	随時
14	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業	子若*子ども家庭課	27,497	23,736	国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除の適用対象とみなすなど、支給対象となる所得の算定方法等について改正する。	30年11月	随時
15	世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金	子若*子ども家庭課	165,246	240,839	国の制度改正に連動し、補助額を引き上げる。	31年4月	随時
16	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子若*子ども家庭課	300	150	国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除の適用対象とみなすなど、支給対象となる所得の算定方法等について改正する。	30年11月	随時
17	世田谷区一時預かり事業(幼稚園型)補助金	保育*保育課	6,656	11,266	国及び都の制度改正に連動し、幼稚園等においてより長時間の預かりに対応するため、補助額を引き上げる。	30年4月	随時
18	世田谷区保育所等業務効率化推進事業補助金	保育*保育課	72,400	91,800	都の制度改正に連動し、補助上限額を引き上げる。	30年4月	随時
19	世田谷区賃借物件による保育所の開設前賃借料補助金	保育*保育課	81,485	53,078	都の制度改正に連動し、補助条件を改正する。	31年3月	随時
20	世田谷区保育室運営費補助金	保育*保育認定・調整課	597,375	673,814	国の基準改正に合わせ、移行までの運営支援の充実に向けて、補助単価を引き上げる。	31年4月	随時

(1) 交付基準等の変更 社会環境の変化・制度改正等への対応

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
21	世田谷区保育マ マ運営費補助	保育*保 育認定・調 整課	62,558	62,166	保育環境の安全性等の向上のため、保育補助 者の雇用等に対する補助額を引き上げる。	31年4月	随時
22	世田谷区保育料 負担軽減補助金	保育*保 育認定・調 整課	56,668	48,184	国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親に ついて寡婦(夫)控除の適用対象とみなすなど、 所得の算定方法等について改正する。	30年9月	随時
23	世田谷区認証保 育所保育料負担 軽減補助金	保育*保 育認定・調 整課	240,785	156,287	国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親に ついて寡婦(夫)控除の適用対象とみなすため、 所得の算定方法等について改正する。	30年9月	随時
24	世田谷区認証保 育所運営費等補 助金	保育*保 育認定・調 整課	2,466,869	2,163,893	都の制度改正に連動し、補助単価を引き上げる とともに、新たな加算項目を追加する。	30年4月	随時
25	世田谷区認可外 保育施設新制度 移行支援事業改 修費等補助金	保育*保 育認定・調 整課	238,052	982,240	国・都の制度改正に連動し、移行に向けた整備 費に係る補助額を引き上げる。	30年4月	随時
26	世田谷区認可外 保育施設等認可 化移行支援事業 補助金	保育*保 育認定・調 整課	2,052	2,090	国・都の制度改正に連動し、移行に向けた調査 等に係る補助額を引き上げる。	30年4月	随時
27	世田谷区無認可 保育施設保育料 補助金	保育*保 育認定・調 整課	26,025	13,821	国・都の制度改正に連動し、未婚のひとり親に ついて寡婦(夫)控除の適用対象とみなすため、 所得の算定方法等について改正する。	30年9月	随時
28	世田谷区認可保 育所設置促進・ サービス向上支 援事業補助金	保育*保 育整備支 援課	1,251,537	1,396,182	国・都の制度改正に連動し、整備工事費等に係 る補助基準額等を改正する。	30年4月	随時
29	世田谷区小規模 保育事業等開設 準備経費補助金	保育*保 育整備支 援課	235,794	196,495	国・都の制度改正に連動し、小規模保育施設の 整備に係る補助基準額等を改正する。	30年4月	随時
30	世田谷区保育所 整備補助金	保育*保 育整備支 援課	4,293,287	4,524,050	国・都の制度改正に連動し、整備工事費等に係 る補助基準額等を改正する。	30年4月	随時

(1) 交付基準等の変更 社会環境の変化・制度改正等への対応

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
31	世田谷区保育所等設置に係るコーディネーター配置経費補助金	保育*保育整備支援課	24,000	66,000	国・都の制度改正に連動し、コーディネーター配置経費に係る補助基準額を改正する。	30年4月	随時
32	世田谷区先天性風しん症候群予防対策風しん予防接種費用助成金	世保*感染症対策課	3,990	99,619	国・都の制度改正に連動し、助成対象者を拡大する。	30年11月	1年
33	世田谷区不燃化特区建替え助成金	防街*防災街づくり課	325,514	302,480	狭あい道路を確実に拡幅するため、助成金の交付要件に、狭あい道路拡幅整備条例による後退用地等を道路空間とすることを明示した。	31年4月	1年
34	世田谷区不燃化特区老朽建築物除却助成金	防街*防災街づくり課	457,002	332,006	狭あい道路を確実に拡幅するため、助成金の交付要件に、狭あい道路拡幅整備条例による後退用地等を道路空間とすることを明示した。	31年4月	1年
35	不燃化特区土地管理用仮設物設置助成金	防街*防災街づくり課	3,774	5,224	狭あい道路を確実に拡幅するため、助成金の交付要件に、狭あい道路拡幅整備条例による後退用地等を道路空間とすることを明示した。	31年4月	1年
36	世田谷区雨水浸透施設設置助成	土*土木計画課	9,555	9,328	都の標準工事費単価の改正に伴い、助成額を引き上げる。	31年4月	随時

対象の整理・明確化

(1) 交付基準等の変更 対象の整理明確化

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直しの内容	改正 (予定)	見直し サイクル
1	世田谷ボランティア協会事業 助成補助	保福*生活福祉担当課	81,514	83,730	補助制度の適正執行を向上させるため、対象経費を団体の会計制度である、社会福祉法人会計基準の勘定科目に変更する。	31年4月	3年
2	世田谷区特別養護老人ホーム等 整備費補助	高福*高齢福祉課	97,533	173,828	補助対象事業や内容を明確にするため、文言の整理・統一を図る。	31年4月	3年
3	介護職員初任者 研修受講料助成金	高福*高齢福祉課	6,300	6,200	助成対象となる就労先について、対象の明確化を図るため、根拠法令でなく別表により限定列挙に変更する。	31年4月	3年
4	世田谷区介護福祉士実務者研修 受講料助成金	高福*高齢福祉課	4,170	8,075	助成対象となる就労先について、対象の明確化を図るため、根拠法令でなく別表により限定列挙に変更する。	31年4月	3年
5	世田谷区介護福祉士資格取得費用 助成金	高福*高齢福祉課	3,576	4,071	助成対象となる就労先について、対象の明確化を図るため、根拠法令でなく別表により限定列挙に変更する。	31年4月	3年
6	子ども基金助成	子若*子ども家庭課	20,000	20,000	子ども基金の更なる活用による地域活動の充実・拡大を進めるため、助成対象事業や寄附の用途の明確化、文言の整理等、規定の整備を行う。	31年2月	随時
7	世田谷区一時預かり事業運営費 補助金	保育*保育課	272,552	240,230	一時預かりに係る要綱を施設類型により明確化するため、単独施設型一時保育事業について、「単独一時預かり事業運営費補助要綱」として整理する。	30年4月	随時

(2) 廃止

平成 3 0 年度末までに廃止のもの

(2) 廃止 平成30年度末までに廃止

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	補助の目的	見直しの内容	廃止 (予定)
1	世田谷区文化芸術活動創作支援補助金	生文*文化・芸術振興課	0	文化・芸術分野で活躍する人材を育成し、若手アーティストが飛躍する機会を通じて、アーティストと区民の新しい関係を創出するため、次代を担う将来性ある若手アーティストの創作活動を奨励・支援する。	受賞者に対する創作活動支援のため補助金を廃止し、受賞者のこれまでの創作活動を評価し、受賞作に対する奨励・表彰にかかる賞金を交付する。	31年3月
2	世田谷区障害者(児)施設整備特別促進補助金	障福*障害者地域生活課	234,320	都が創設した障害者(児)施設整備特別促進制度を活用した障害者施設整備について、障害者施設整備を計画的に進めるため、整備費用の一部を補助する。	補助対象である梅ヶ丘拠点民間施設棟への整備費補助が完了するため、要綱を廃止する。	31年3月
3	世田谷区認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備支援事業補助金	高福*高齢福祉課	0	区内認知症高齢者グループホームに消防法等に遵守した消防設備を設置するための補助を行うことにより、より安全なグループホームの整備を促進する。	財源の変更に伴い「既存介護施設等スプリンクラー設備等整備事業」の対象に認知症高齢者グループホームを加え、要綱を一本化したため、本要綱を廃止する。	31年3月
4	世田谷区健康づくり活動奨励事業補助金	世保*健康企画課	500	健康づくり推進条例に基づき地域の社会資源を有効に活用し、区民の健康増進及び生活の質の向上を実現するため、区民等の健康づくりに関する事業に交付する。	応募件数が減少していることや、他事業において助成可能な取組みがあることから、本事業を終了し、要綱を廃止する。	31年3月
5	世田谷区教職員互助会補助	教政*学校職員課	1,500	区立小学校、中学校、学校給食調理場及び教育指導課に勤務する教職員の健康増進と教養の向上を図ることを目的とする。	互助会会員の全員投票により、教職員互助会の廃止が決定したため、要綱を廃止する。	31年3月
6	世田谷区保育士資格取得助成金	教政*教育指導課	150	区立幼稚園教諭が保育士資格を取得するために要した費用を助成することにより、保育人材を確保し、認定こども園事業の円滑な運営を図る。	現状の特例での補助事業は31年度までであること、未取得者は、以前から世田谷区に勤務する育児休業取得者等のみであり、31年度中の資格取得は困難であること、また、現在の新規・横転教員は保育士資格をもつ者のみであることから、要綱を廃止する。	31年3月

(3) 新設

平成 3 0 年度末までに新設のもの

(3)新設 平成30年度末までに新設

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	補助の目的	施行	見直し サイクル
1	商店等における 共生社会促進助 成事業補助金	障福*障 害施策推 進課	2,500	2,500	区民の生活の場であり、多様な区民の接点の場 でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環 境を整えることにより、障害に対する理解を促進す るとともに、商店や事業所での障害者を受け入れる 環境の向上を図る。	30年8月	3年
2	認知症介護サ ポート事業助成 金	高福*高 齢福祉課	16,183 ()	17,700	区内特別養護老人ホームに対し、介護ロボット及び ICT機器の導入経費を補助することにより、認知症 等介護の負担軽減による介護環境の改善、介護の 質の向上を図るとともに、介護ロボット及びICT機器 の効果検証・普及を行う。	30年10月	3年
3	世田谷区単独一 時預かり事業運 営費補助金	保育*保 育課	19,000	19,000	単独一時保育施設への補助を実施することにより、 乳幼児の一時保育施設の運営の円滑化を図る。	30年4月	3年
4	介護職員等宿舍 借り上げ支援事 業補助金	高福*高 齢福祉課	2,583 ()	11,445	区と福祉避難所協定を締結している地域密着型 サービス事業所に対し、法人が支出した介護職員 等の宿舍借り上げに係る経費を補助することによ り、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を 推進する。	30年10月	3年
5	ブロック塀等緊 急除却助成	防街*防 災街づくり 課	15,000 ()	20,000	安全上問題のあるブロック塀を除却することによ り、歩行者の安全を確保する。	30年9月	1年

補正後額

平成31年度に新設予定のもの

(3)新設 31年度に新設予定

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	31年度 当初予算額	補助の目的	施行 (予定)	見直し サイクル
1	(仮称)世田谷区 建設業人材育成 支援事業補助金	経産*工 業・雇用促 進課	300	区内で建設業を営む中小企業者等の人材育成を促進し、 区内建設業の持続的な発展及び活性化を図る。	31年4月	3年
2	(仮称)医療的ケ ア児に主に対 応する相談支 援従事者育成 支援に係る補 助金	障福*障 害施策推 進課	4,800	医療的ケア児(者)に対する専門的な支援及び支援技術 の習得を希望する相談支援従事者に対し、一定期間、指 導・助言を行うことで、支援の入口となる相談支援従事者 の育成を促進し、医療的ケア児(者)の地域生活の安定を 図る。	31年7月	3年
3	(仮称)世田谷区 医療的ケア児 受け入れ促進 事業補助金	障福*障 害者地域 生活課	15,120	障害児通所事業者に対し補助金を交付することにより、医 療的ケア児受け入れの促進を図る。	31年4月	3年
4	(仮称)世田谷区 梅ヶ丘障害者 支援施設運営 費補助金	障福*障 害者地域 生活課	153,000	梅ヶ丘拠点民間施設棟障害者支援施設において、専門職 員を配置するための経費の一部を補助することにより、施 設における医療的ケアに対応するための支援体制の整備 並びに障害児のアセスメント及び専門訓練の提供等を図 る。	31年4月	3年
5	(仮称)認知症高 齢者グループ ホーム等施設 大規模修繕費 補助金	高福*高 齢福祉課	29,480	既存の認知症高齢者グループホーム等が事業所の大規 模修繕等をするにあたり、これに要する費用の一部を補 助することにより、利用者等の安全確保等を図る。	31年4月	3年
6	(仮称)介護人材 採用活動助成 事業補助金	高福*高 齢福祉課	19,830	区内で介護サービス事業所を運営する社会福祉法人等 に対し介護人材の採用活動に係る経費の助成を行い、人 材確保に向けた支援を行う。	31年6月	3年
7	自主保育団体 補助事業補助 金	子若*子 ども育成 推進課	1,075	区内で独自に発展した子育て活動である「自主保育」を行 う団体に対して、運営に係る経費の一部を助成すること により、区の子育て支援の向上を図る。	31年4月	3年
8	世田谷区幼保 連携型認定こ ども園整備補 助金	保育*保 育整備支 援課	647,584	事業者が行う幼保連携型認定こども園の施設整備に要す る経費の一部を補助することにより、幼保連携型認定こ ども園の設置及び整備を促進し、保育待機児童の解消を図 る。	31年4月	随時
9	擁壁等改修補 助	防街*防 災街づくり 課	9,000	通学路に面する安全性に問題のある擁壁の改修等を促 進し、歩行者の安全を確保する。	31年4月	3年

(4) 継続

検討の結果、継続とした制度
(見直しサイクルに該当のもの)

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 健康・福祉 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

地域福祉の向上に資するための事業

1	世田谷区民生委員児童委員協議会事業補助	保福*生活福祉担当課	4,850	4,850	3年
---	---------------------	------------	-------	-------	----

障害福祉施策を推進するための事業

2	障害者施設職員研修費助成	保福*調整・指導課	2,673	2,699	3年	10	世田谷区重度身体障害者グループホーム事業費補助	障福*障害者地域生活課	14,638	14,638	3年
3	世田谷区障害福祉サービス第三者評価受審費補助金	保福*調整・指導課	3,089	2,558	1年	11	世田谷区重度身体障害者グループホーム運営費補助	障福*障害者地域生活課	1,800	1,800	3年
4	世田谷区福祉ホーム事業補助金	障福*障害施策推進課	3,672	3,672	3年	12	世田谷区精神保健福祉団体連携事業補助金	障福*障害者地域生活課	1,092	1,008	3年
5	世田谷区障害児通所サービス事業補助	障福*障害者地域生活課	9,480	9,480	3年	13	世田谷区児童発達支援施設開設準備研修経費補助金	障福*障害者地域生活課	0	0	3年
6	世田谷区身体障害者福祉ホーム運営費補助	障福*障害者地域生活課	4,472	4,508	3年	14	世田谷区児童発達支援センターサービス推進事業補助金	障福*障害者地域生活課	12,850	11,773	3年
7	世田谷区精神障害者ケア事業運営費補助金	障福*障害者地域生活課	242	244	3年	15	障害者施設土地賃借料補助	障福*障害者地域生活課	6,727	6,755	1年
8	世田谷区知的障害者等グループホーム運営費補助	障福*障害者地域生活課	43,351	71,518	3年	16	世田谷区重症心身障害児(者)通所事業補助金	障福*障害者地域生活課	70,725	74,289	3年
9	世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助	障福*障害者地域生活課	70,374	73,096	3年						

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 健康・福祉 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

高齢者福祉施策を推進するための事業

17	世田谷区介護サービス事業所等職員研修費助成金	保福*調整・指導課	23,340	24,714	3年	21	登録ヘルパー等研修受講助成金	高福*高齢福祉課	90	120	3年
18	世田谷区介護老人保健施設施設整備費補助	高福*高齢福祉課	12,212	12,212	3年	22	世田谷区既存介護施設スプリンクラー設備等整備支援事業補助	高福*高齢福祉課	0	0	3年
19	食事サービスサポートセンター事業補助金	高福*高齢福祉課	3,028	3,154	1年	23	世田谷区介護予防・健康づくり自主活動団体活動補助金	高福*介護予防・支援課	2,160	1,800	1年
20	介護保険法による通所介護事業等に対する社会福祉法人支援補助金	高福*高齢福祉課	12,938	13,107	1年	24	世田谷区地域デイサービス事業補助金	高福*介護予防・支援課	14,350	16,675	1年

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 健康・福祉 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイク ル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイク ル
----	-------	-----	---------------	---------------	-----------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-----------------

地域保健医療の充実、区民の健康増進に資するための事業

25	世田谷区在宅医療に伴い排出される注射針等の回収事業補助金	清掃*事業課	453	444	1年	30	グリーンサポート事業補助金	世保*健康推進課	3,691	3,691	1年
26	看護師等養成施設研究研修事業補助	保福*調整・指導課	2,800	2,800	3年	31	新型インフルエンザ予防接種費用助成金	世保*感染症対策課	0	0	随時
27	地域保健医療医学振興補助	保福*調整・指導課	3,630	3,630	3年	32	世田谷区子どもインフルエンザ予防接種事業補助金	世保*感染症対策課	92,863	93,961	3年
28	世田谷区精神障害者夜間休日電話相談事業運営費補助	世保*健康推進課	4,412	4,412	随時	33	世田谷区高齢者肺炎球菌予防接種費用助成金	世保*感染症対策課	30	30	3年
29	世田谷区精神障害者家族等支援相談活動事業補助	世保*健康推進課	1,090	1,090	随時	34	骨髄移植ドナー支援事業	世保*感染症対策課	2,380	1,960	1年

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 子ども・若者 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

保育待機児対策、保育の質の向上のための事業

1	都事業活用による保育所の設置に係る土地賃借料等補助金	保育*保育課	0	0	3年	8	世田谷区保育士等処遇改善助成金	保育*保育課	398,160	396,480	1年
2	世田谷区定期利用保育事業補助金	保育*保育課	102,085	80,589	1年	9	世田谷区民間保育施設非常通報装置付設費補助金	保育*保育課	6,900	8,700	随時
3	世田谷区家庭的保育事業等延長保育事業補助金	保育*保育課	18,353	18,069	随時	10	私立幼稚園預かり保育事業費補助金	保育*保育認定・調整課	35,570	34,489	随時
4	世田谷区保育士宿舍借上げ支援事業補助金	保育*保育課	1,290,231	1,696,191	随時	11	世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	保育*保育認定・調整課	768,396	765,524	随時
5	世田谷区民間保育所防犯カメラ設置費補助金	保育*保育課	33,600	48,000	随時	12	世田谷区保育力強化事業補助金	保育*保育認定・調整課	42,339	36,410	随時
6	世田谷区保育推進事業補助金	保育*保育課	176,219	206,309	随時	13	世田谷区認証保育所開設準備経費補助金	保育*保育整備支援課	60,000	60,000	随時
7	世田谷区送迎保育事業費補助金	保育*保育課	53,000	68,000	随時						

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 子ども・若者 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

児童福祉、幼児教育、子育て支援の充実のための事業

14	幼児教育振興補助	子若*子ども育成推進課	74,085	74,085	1年	19	世田谷区私立認定こども園障害児支援促進事業費補助金	保育*保育課	873	1,093	随時
15	世田谷区子育て活動団体補助	子若*子ども育成推進課	3,963	3,016	3年	20	世田谷区ほっとステイ事業運営補助金	子若*子ども家庭課	14,808	20,188	随時
16	世田谷区外国人学校児童・生徒保護者補助	子若*子ども育成推進課	4,032	3,648	1年	21	私立母子生活支援施設への保護	子若*子ども家庭課	26,981	24,550	随時
17	世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助	子若*子ども育成推進課	20,760	21,940	1年	22	世田谷区児童養護施設退所者等奨学金事業	子若*若者支援担当課	7,200	7,200	1年
18	私立幼稚園園児健康管理補助	子若*子ども育成推進課	4,375	4,355	1年	23	世田谷区立幼稚園・認定こども園実費徴収に係る補足給付事業	教*幼児教育・保育推進課	224	264	1年

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 教育 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

学校教育、社会教育の振興・充実を図るための事業

1	世田谷区学校保健会補助金	教育*学校健康推進課	228	226	3年	3	社会教育関係団体事業補助	生涯*生涯・学校連携課	590	590	随時
2	世田谷区教育研究会補助	教政*教育指導課	9,579	9,579	随時	4	世田谷区立学校PTA連合体に対する補助	生涯*生涯・学校連携課	3,000	3,000	随時

文化財の保護と普及に資するための事業

5	世田谷区文化財保護事業補助	生涯*生涯・学校連携課	14,686	16,987	3年	6	世田谷区登録・指定文化財保存事業費補助	生涯*生涯・学校連携課	0	0	随時
---	---------------	-------------	--------	--------	----	---	---------------------	-------------	---	---	----

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 区民生活 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

地域社会の発展、地域コミュニティ・暮らしを支えるための事業

1	身近なまちづくり 推進事業補助	各総合支所 * 地域振興 課	4,518	4,442	3年	5	世田谷区せたが や生涯現役ネッ トワーク支援補 助金	生文 * 市 民・生涯現 役課	4,108	3,014	3年
2	世田谷区納税貯 蓄組合連合会補 助	財務部 * 納 税課	1,000	1,000	3年	6	浄化槽清掃経費 助成	清掃 * 事業 課	34	22	1年
3	世田谷区コミュ ニティセンター建 設等助成金	生文 * 市 民・生涯現 役課	0	0	3年	7	世田谷区空き家 等地域貢献活用 事業助成金	都政 * 住宅 課	6,000	6,000	随時
4	世田谷区高齢者 クラブ助成金	生文 * 市 民・生涯現 役課	34,326	34,242	3年						

文化・芸術の振興に資するための事業

8	世田谷区国際平 和交流基金パン パリー市スポー ツ交流事業参加 助成金	生文 * 国際 課	500	500	2年						
---	---	--------------	-----	-----	----	--	--	--	--	--	--

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 区民生活 >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
区内産業の振興、農地の保全に資するための事業											
9	世田谷区公衆浴場季節事業補助金	経産*商業課	1,040	960	3年	18	世田谷区区内共通商品券普及拡大事業補助金	経産*商業課	143,856	112,500	1年
10	経営改善資金融資(マル経融資)利子補給	経産*商業課	6,671	7,109	随時	19	知的財産権取得支援事業補助金	経産*産業連携交流推進課	1,600	1,600	1年
11	新事業育成貸付利子補給	経産*商業課	0	0	随時	20	ビジネスマッチングイベント出展支援事業補助金	経産*産業連携交流推進課	450	450	1年
12	公衆浴場設備改善事業助成	経産*商業課	9,700	9,700	3年	21	世田谷区準工業地域創業等支援補助金	経産*工業・雇用促進課	0	0	3年
13	公衆浴場耐震化事業助成	経産*商業課	1,000	1,000	1年	22	都市農家育成補助金	経産*都市農業課	11,153	10,339	1年
14	公衆浴場燃料費助成	経産*商業課	8,736	8,064	3年	23	施設栽培促進補助金	経産*都市農業課	10,041	11,570	1年
15	公衆浴場活性化支援事業補助	経産*商業課	700	700	1年	24	世田谷産農産物ロゴマーク入り資材作成経費補助	経産*都市農業課	950	950	1年
16	公衆浴場施設等活用事業補助金	経産*商業課	120	120	1年	25	世田谷区農業振興事業補助	経産*都市農業課	1,050	1,050	1年
15	施設整備資金利子補給	経産*商業課	590	559	随時	26	緑域環境維持農地補助金	経産*都市農業課	150	125	1年
16	準工業地域保全資金利子補給	経産*商業課	0	0	随時	27	農業体験農園事業補助	経産*都市農業課	2,120	2,300	1年
17	世田谷区産業団体等振興育成補助	経産*商業課	44,876	45,026	3年	28	世田谷区認定農業者及び認証農業者補助金	経産*都市農業課	17,671	21,952	1年

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

<安全・安心>

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

地域の安全・安心、防犯対策強化のための事業

1	世田谷区区民防 災会議補助金	危機管理室 * 災害対策 課	4,000	4,000	3年	5	世田谷区防犯カ メラの維持管理 等補助金	危機 * 地域 生活安全課	7,656	5,443	随時
2	防災士資格取得 支援事業補助金	危機管理室 * 災害対策 課	1,219	1,260	1年	6	地域安全安心ま ちづくり区民活 動支援助成	危機 * 地域 生活安全課	2,309	2,309	随時
3	世田谷区安全安 心まちづくり区民 活動補助	危機 * 地域 生活安全課	2,000	2,000	随時	7	地域における見 守り活動支援事 業に対する補助 金	危機 * 地域 生活安全課	39,375	40,145	随時
4	防犯設備の整備 に対する補助金	危機 * 地域 生活安全課	41,609	39,266	随時	8	町会・自治会等 整備防犯カメラ 維持管理等補助 金	危機 * 地域 生活安全課	1,565	2,426	随時

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

<都市づくり>

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

安全で住みやすい街づくりを進めるための事業

1	民間建築物アスベスト含有調査助成	環境政策部*環境保全課	500	500	1年	9	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金	防衛*防災街づくり課	589,066	1,244,677	1年
2	世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金	都政*都市デザイン課	2,400	2,400	随時	10	住宅・建築物耐震診断助成	防衛*防災街づくり課	32,600	53,600	3年
3	優良建築物等整備事業補助金	都政*市街地整備課	0	0	随時	11	災害時避難路整備助成金	防衛*防災街づくり課	600	300	3年
4	市街地再開発準備組合等助成金	都政*市街地整備課	420	420	随時	12	狭あい道路拡幅整備助成	防衛*建築安全課	10,400	10,400	3年
5	土地区画整理事業助成	都政*市街地整備課	0	0	随時	13	雨水タンク設置助成	土*土木計画課	1,000	1,025	随時
6	市街地再開発事業補助金	都政*市街地整備課	0	0	随時	14	私道整備助成	土*工事第一課	25,000	25,000	1年
7	世田谷区都市防災不燃化促進事業助成金	防衛*防災街づくり課	7,550	36,966	1年	15	私道排水設備助成	土*工事第二課	5,000	5,000	1年
8	世田谷区耐震シェルター等設置支援事業助成	防衛*防災街づくり課	2,400	2,100	3年	16	世田谷区地区防災不燃化促進事業助成金	防衛*防災街づくり課	15,963	9,443	1年

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

< 都市づくり >

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

安心して暮らせる住まいの確保を支えるための事業

17	世田谷区保証会社紹介制度保証料助成	都政*住宅課	552	368	随時	24	借上げ公営住宅等建設費助成	都政*住宅課	0	0	随時
18	世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金	都政*住宅課	20,000	20,000	随時	25	世田谷区構造計算書偽装マンション緊急建替事業補助金	都政*住宅課	0	0	随時
19	世田谷区営住宅建替えに伴う移転料、移転助成費	都政*住宅課	0	0	随時	26	高齢者住宅生活協力員家賃補助	都政*住宅課	1,267	1,267	随時
20	世田谷区せたがやの家システム助成金	都政*住宅課	94,824	45,840	随時	27	構造計算書偽装分譲マンション居住者に対する住宅ローン利子相当分軽減補助金	都政*住宅課	0	0	随時
21	子育て支援マンション整備助成	都政*住宅課	0	0	随時	28	木造住宅等建替促進補助金	防衛*防災街づくり課	0	0	随時
22	耐震偽装問題移転費用・家賃助成	都政*住宅課	0	0	随時	29	新たな住宅セーフティネットを活用した居住支援補助金	都政*住宅課	20,000	4,800	随時
23	世田谷区せたがやの家システム福祉型住宅助成	都政*住宅課	146,387	146,049	随時						

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

<都市づくり>

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
----	-------	-----	---------------	---------------	-------------	----	-------	-----	---------------	---------------	-------------

みどりの保全に資するための事業

30	せたがやガーデニングフェア補助金	みどり33* みどり政策課	900	900	随時	32	特別保護区補助	みどり33* みどり政策課	3,678	3,479	随時
31	樹木移植助成	みどり33* みどり政策課	2,000	2,000	随時	33	世田谷区市民緑地事業補助金	みどり33* みどり政策課	18,734	17,803	1年

安全で快適な交通まちづくりを推進するための事業

34	世田谷区バス路線運行経費等補助金	道交*交通政策課	0	0	随時	38	世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金	道交*交通政策課	258,626	45,300	随時
35	世田谷区バス路線開設安全施設整備費補助金	道交*交通政策課	0	0	随時	39	世田谷区民営自動二輪車駐車場育成助成金	土*交通安全全自転車課	1,000	1,000	3年
36	世田谷区バス停留所施設整備費補助金	道交*交通政策課	0	2,000	随時	40	交通安全協会補助金	土*交通安全全自転車課	3,200	3,200	3年
37	世田谷区鉄道駅改札口整備補助金	道交*交通政策課	0	0	随時						

(4) 継続 検討の結果、継続とした制度(見直しサイクルに該当のもの)

<その他>

(単位:千円)

(単位:千円)

NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル	NO	補助金名称	所管名	30年度 当初予算額	31年度 当初予算額	見直し サイクル
1	世田谷区職員自主研究グループ助成金	総務*研修担当課	200	200	1年	2	世田谷区職員自主研修助成金	総務*研修担当課	120	120	1年

補助金の見直し等に係るガイドライン

1 補助金見直しの目的

地方分権が進められる中、各自治体においては、その独自性を発揮し、住民ニーズへの的確な対応が求められている。さらに当区においては、新しい公共のあり方として、民間活力の活用に止まらず、「区民との協働」を、他の自治体に先駆けて、取り組んできている。その意味では、補助金等による活動を支援する機能が、非常に重要な位置を占めてきている。

一方、平成16年度の補助金の交付予定額は120億円を上回り、当区の一般会計に占める割合は5%を超え、財政運営における負担が重い状況にある。補助金の有用性は十分認識できるところであるが、社会環境の変化に合わせ、効果性や効率性の観点に立って、補助対象や補助額等の見直しを進める必要がある。

また、世田谷区政策評価委員会において、昨年10月に中間報告、さらに本年2月には、「世田谷区政策評価委員会全事業点検報告書」が提出され、補助金についても改善の必要性を指摘されているところである。

補助金は交付件数が非常に多く、内容も多岐にわたっているが、新たな区民ニーズへの対応を的確に進める意味からも、全庁を挙げて、補助金の見直しを継続的に行っていく必要がある。併せて、補助金交付の決定手続き等について、区民からわかりにくいとの指摘もあり、本ガイドラインにより、透明性の確保に資するよう努めることとする。

2 補助金見直しに当たっての基準

(1) 補助金の目的

補助金について、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。」と規定している。公益上必要であるかの認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要があると認められなければならない。そのため、補助を行う場合、常にその必要性、有効性等の検証が必要となる。

(2) 補助金の交付原則 (通則)

補助金は、地方自治の充実のために必要と認められるものについて、慎重かつ計画的に交付されるべきである。そこで、一般原則として、必要性、公平性、有効性、説明責任という四原則を設定する。

必要性

補助金の交付に当たっては、区政にとって必要と認められ、かつ、広く区民に対して納得の得られることが必要である。そのためには、その活動内容が公にされているとともに、区からの補助金交付が、補助金を受領する事業者（以下、「補助事業者等」という）の事業において、自立・継続を支援するために必要不可欠であることを要する。

公平性

補助金の交付は、必要性に止まらず、公平性の観点が必要でない。したがって、「予算の範囲内」で補助金を交付することは言うまでもないが、同種同様の内容で補助金の交付申請が行われた場合には、極力、対応できる仕組みが求められる。

有効性

補助金の交付に伴って、区民サービスの向上につながるかどうか等、その有効性があらかじめ見込まれることが必要である。

なお、当然のことながら、補助金を交付したことについて、その交付目的が達成されたかどうかの検証が併せて不可欠となる。

説明責任

補助金交付に当たっては、上記の必要性でも触れたように、その受領した補助金の使途について、原則として広く区民に公開されていることを要する。

(3) 補助金の見直しに当たっての具体的な視点

上記(2)における基本原則(通則)に併せて、以下に示す視点に則して、現在交付している補助金の見直しを行い、また、新たに交付する補助金に関する規則、要綱等の規定を検討する。

視点	具体的な内容、手続き等
補助対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の見直しを行い、本来、区が行うべき事業については、区の委託事業として整理するなど、自主事業と区委託事業を明確に区分する。
補助交付の上限	<ul style="list-style-type: none"> 補助交付額については、対象事業費に占める割合を明確にする。 自立支援的な補助金の場合には、予め次年度以降の交付上限を定める。 (例: 1年目 50%、2年目 25%、3年目 12.5%) 外郭団体については、原則として、管理経費への補助の上限を2分の1とし、遞減を図る。
定期的な見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> 最長3年を限度として効果等に関する見直しを行う。ただし、更新は妨げない。

交付基準あるいは交付手続の明確化

交付申請及び審査決定の手続については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月15日制定規則第38号）第5条を遵守すること。

3 対象

歳出予算科目の節として規定されている「負担金補助及び交付金」のうち、経費区分が「補助金」であるもの。

4 規程の整備

(1) 要綱の整備

「世田谷区補助金交付規則」は、補助金に係る予算の執行に関する共通的基本的事項を規定し、「世田谷区補助金交付規則の施行についての依命通達」(昭和57年6月25日世総発第202号)の第4の1で、「補助金ごとに補助金交付要綱を制定し、個別的具体的事項を規定しなければならない。」としている。しかしながら、「補助金の中には、補助対象となる事業（以下、「補助事業等」という）の内容、補助事業等の変更の承認などについて明確に規定されていないものが見受けられた（平成15年度財政援助団体等監査（前期）報告書）」との指摘を受けている。

所管課においては、「世田谷区補助金交付規則」並びに「世田谷区補助金交付規則の施行について（依命通達）」に基づいて確認し、補助金に関する要綱等の規定が不備なものについては、早急に規定を整備すること。

なお、交付要綱には、以下の事項を定めることとする。

補助の目的

補助事業者（個人、団体）

補助事業等

申請、受付、清算に関する手続き（変更の承認を含む）

不正に受領した補助金の返還

（２）条例等との関係

補助金の交付について条例に明文の規定があるときは、その規定はこのガイドラインに優先する。また、世田谷区補助金交付規則及び「個別補助金を交付することを定めた規則」があるときは、その規定は、このガイドラインに優先する。